

第3章 副籍 ～ 副籍ガイドライン ～

I 副籍制度の基本的な考え方

1 副籍の背景

(1) 国の動向～共生社会の実現と交流及び共同学習の促進～

平成 14 年 12 月に閣議決定された「障害者基本計画」において、我が国が目指すべき社会の姿として、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」が示されました。また、共生社会は、「すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるもの」とし、国民一人一人の理解と協力に基づく社会全体の取組として推進することの重要性が示されました。

これに基づき、平成 16 年 6 月に改正された「障害者基本法」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本理念及び国及び地方公共団体の責務が規定され、この中で、教育に関しては、「障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」(同法第 14 条第 3 項)と示されました。

この障害者基本法を受け、中教審答申(平成 17 年 12 月)は、小・中学校の特別支援教育を推進するために、特殊学級(平成 19 年度からは特別支援学級)と通常の学級における交流及び共同学習の促進を提言しました。

なお、盲・ろう・養護学校と小・中学校の交流教育については、平成 10 年 12 月の学習指導要領の改訂で、「盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。」(小学校学習指導要領第 1 章第 5 の 2(11)等)が、すでに明示されており、組織的、計画的、継続的な交流教育の実施が求められてきました。

(2) 東京都の動向～心身障害児理解教育推進事業から居住地校交流まで～

東京都においては、昭和 63 年度より「心身障害児理解教育推進事業」(平成 13 年度からは「心身障害児理解教育の充実事業」に改称)を実施し、都立盲・ろう・養護学校と近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校や地域社会との多様な交流を積極的に進めてきました。この交流は、学習指導要領の改訂や平成 12 年 11 月に出された「東京都人権施策推進指針」により、さらに充実してきました。

しかし、本事業は、近隣の学校同士の交流であったため、ほとんどの児童・生徒が居住する地域とは離れた学校との交流となってしまう、「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」で指摘されたように、「学齢期において地域との関係が希薄になりがち」であるという課題がありました。

こうした課題や障害者基本法の趣旨を踏まえ、東京都教育委員会は、平成 16 年 9 月に「居住地の小・中学校における個別の交流教育ガイドライン(試案)」を示し、都立盲・ろう・養護学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、障害の状態に応じて居住する地域の区市町村立小・中学校において交流活動を実施し、経験の拡大や社会性の育成を図る「居住地校交流」を可能にしてきました。しかし、この居住地校交流は、行事や学習活動への参加など直接的な交流が中心であったため、実際には一部の児童・生徒に限定された交流しか行うことができませんでした。

2 副籍制度の導入

(1) 都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の居住する地域とのつながりの必要性

区市町村立小・中学校に在籍している児童・生徒は、主に在籍する学校の中で、同世代の児童・生徒を通じて、地域とのつながりを持ち、地域に関するさまざまな情報を得ています。これに対し、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の多くは、入学すると、居住する地域とは異なる地域の学校に通わなければならないため、居住する地域とつながりをもてるのは、放課後や土曜日、日曜日、祝日、長期休業日などに限られてしまいます。

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒は、乳幼児期は地域の幼稚園や保育所、通園施設等に通って居住する地域と深いつながりをもっています。また、卒業後は、居住する地域での福祉サービス等、様々な支援を受けながら生活していくことが想定されます。つまり、学齢期だけ、地域とのつながりが希薄化してしまうのです。このことから、学齢期においても、居住する地域とのつながりを維持・継続することが必要です。

(2) 副籍制度とは

東京都では「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成 15 年 12 月）の提言を受けて策定した「東京都特別支援教育推進計画」（平成 16 年 11 月）の基本理念に、「障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与」することを掲げました。

この基本理念の具現化の一方策として考えられたのが「副籍制度」です。

「副籍制度」とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（以下「副籍」という。）を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

この制度により、居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待されます。

「副籍制度」による交流は、居住地校交流で行ってきた学校行事や学習活動への参加等の「直接的な交流」のほか、これまで直接的な交流ができなかった児童・生徒についても、学校便り等の交換や地域情報（地域健全育成団体・施設開放等）の提供等が行える「間接的な交流」も可能にしています。

これにより、都立特別支援学校の小・中学部に在籍するすべての児童・生徒が居住する地域の区市町村立小・中学校と何らかの交流ができるようになりました。

ただし、「副籍制度」は、都立特別支援学校と居住する地域の区市町村立小学校又は中学校の両方に二重に学籍を置くという制度ではありません。

なお、居住地校交流は、副籍制度による交流に発展的に統合していきます。

(3) 副籍制度により期待される効果

ア 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒にとって

都立特別支援学校の小・中学部（以下「在籍校」という。）に在籍する児童・生徒にとって、居住する地域の区市町村立小・中学校（以下「地域指定校」という。）に副籍をもつことは、地域指定校に在籍する同世代の児童・生徒との関係が構築され、居住する地域の一員としての自覚が芽生えます。さらに、多様な交流により、自立と社会参加の意欲のより一層の向上など、在籍校とは異なる教育的効果が期待できます。

イ 区市町村立小・中学校に在籍する児童・生徒にとって

地域指定校に在籍する児童・生徒にとって、障害のある児童・生徒と交流することは、特別支援教育や障害に対する正しい理解と認識を深めることができます。そして、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができます。このことを通じて、例えば、人の役に立つことを進んで行うような行動力を身に付けることができます。

ウ 地域指定校にとって

地域指定校にとって、障害のある児童・生徒と交流することは、各教職員が、障害のある児童・生徒への正しい理解と認識を深める多くの機会を得られます。さらに、双方の教員の連携が強まり、地域における特別支援教育の推進のための協力・協働体制づくりを進めることができます。

エ 在籍校にとって

在籍校にとって、在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校と交流することは、各教職員が、当該児童・生徒が必要とする地域支援等の内容を具体的に把握することができるようになり、その結果、在籍児童・生徒の教育ニーズに応じた個別の教育支援計画を策定し、より適切な支援の提供と確保ができるようになります。

オ 都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者にとって

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者にとって、当該児童・生徒が居住する地域の区市町村立小・中学校に副籍をもつことで地域との連帯感等をより一層深めていくことができます。また、副籍制度を通じて、地域の多様な情報を得ることができ、当該児童・生徒にとって必要な支援を得る機会が広がります。

カ 地域にとって

地域にとって、地域指定校を通じて提供される地域情報により、特別支援学校の児童・生徒が学校外の地域活動等に参加する機会が増えることは、障害の有無にかかわらず誰もが参加できる地域活動や、誰もが生活しやすい地域づくりのきっかけとなります。

(4) 副籍制度の導入時期

副籍制度は、東京都特別支援教育推進計画・第一次実施計画に基づき、平成19年度から実施します。

(5) 実施要領等の策定

各区市町村教育委員会においては、副籍制度の円滑な導入を図るため、本ガイドラインを参考に、各特別支援学校と連携して、「実施要領」等を策定していくことが重要です。

Ⅱ 副籍制度の実際

1 副籍制度の基本的事項

(1) 対象となる児童・生徒

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員を対象とします。

ただし、保護者からの申し出があり、在籍校の校長と保護者が相談の上、特別な事情があると判断された場合は、副籍を辞退することができます。

また、児童福祉施設や療育センター等に入所している児童・生徒については、児童・生徒の障害の状態や活動制限の状況等を考慮し、在籍校の校長が、当該施設長やセンター長、保護者と協議の上、副籍による交流の内容・方法を検討します。

なお、副籍制度は、当面、「原則として希望する児童・生徒全員」としますが、「ノーマライゼーション社会の実現に寄与する」という副籍制度の趣旨からかんがみると、将来的には、すべての児童・生徒が対象となることが重要であると考えます。

病気入院のため、都立特別支援学校（肢体不自由養護学校、病弱養護学校、知的障害養護学校）に就学又は転入し、分教室での教育や訪問教育を受けている児童・生徒は、退院後、転学又は復学予定の都内の区市町村立小・中学校に副籍をもつことができます。他道府県や私立の小・中学校に転学又は復学する者については、副籍制度は東京都の制度であることから、対象にはなりません。これまで同様、前籍校とのつながりを維持・継続し、児童・生徒の病気快復への意欲を高めていくことが重要です。

(2) 地域指定校

地域指定校は、副籍制度の趣旨を踏まえ、原則として居住地に最も近い小学校又は中学校（通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校又は中学校）とします。地域指定校の決定は、区市町村教育委員会が行います。

ただし、特別な事情があり、児童・生徒やその保護者が上記以外の小学校又は中学校を地域指定校に希望する場合、区市町村教育委員会は、副籍の趣旨や所管する小学校又は中学校の実情を踏まえ、保護者や在籍校と相談の上、地域指定校を決定します。

なお、都立特別支援学校（病弱養護学校）の児童・生徒については、病・虚弱の状態が改善した後には、各区市町村が指定した小学校又は中学校（前籍校等）に転学することを前提に就学又は転入していることから、地域指定校は、各区市町村が指定した小学校又は中学校とします。

(3) 交流の内容

交流の内容は、「すべての児童・生徒が行う交流」と「児童・生徒の実態等に応じて行う交流」があります。

具体的な交流の内容は、当該児童・生徒の実態や保護者の希望、地域指定校の状況を踏まえ、在籍校と地域指定校との間で十分に協議・調整して決定します。

直接的な交流の付き添いは、原則として保護者とします。

交流活動中の事故等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付等の適用となります。ただし、物損等の補償はないため、直接的な交流を希望する児童・生徒には損害賠償保険等の加入を勧めていく必要があります。

◆すべての児童・生徒が行う交流

学校便りの交換（間接的な交流）

◆児童・生徒の実態等に応じて行う交流

ア 学年便り等や学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付
（間接的な交流）

イ 作品や手紙等の交換（間接的な交流）

ウ 地域指定校の学校行事等への参加（直接的な交流）

エ 教科等における交流及び共同学習（直接的な交流）

オ その他、地域情報（地域健全育成団体・施設開放等）の提供など、地域とのつながりの維持・継続を図るために必要な交流
（直接的な交流・間接的な交流）

（４）学齢簿等への記載

各区市町村教育委員会は、地域指定校の決定後、当該児童・生徒の地域指定校名を「学齢簿¹」に記載します。

なお、管理システム等との関係で学齢簿への記載が難しい場合は、区市町村教育委員会の判断により、副籍制度の趣旨に合った他の公簿（例：副籍簿）への記載に代えることができます。

学齢簿等に地域指定校を記載することにより、各区市町村教育委員会が学齢期を通じて当該児童・生徒の副籍の把握ができ、副籍制度の安定的な運用が図られます。

（５）個別の教育支援計画等への記載

在籍校の個別の教育支援計画等に、交流の具体的な計画を記載します。

（６）指導要録への記載

在籍校は、当該児童・生徒の指導要録様式２の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に地域指定校を記載します。

（７）個人情報の取扱いについて

地域指定校に提供する当該児童・生徒に関する個人情報については、あらかじめ当該児童・生徒の保護者に、情報を周知する対象、目的及び内容について了解を得た上で、その範囲に限り提供します。

〔例〕児童・生徒氏名、住所、在籍校名 等

当該児童・生徒が交流を行うに当たり、地域指定校の児童・生徒に対して障害の状況等に関する情報を提供する場合は、地域指定校の児童・生徒の学年や発達段階等を考慮するとともに当該児童・生徒の保護者の了解を得た範囲に限り提供します。

個人情報の取扱いについては、「東京都個人情報の保護に関する条例」及び区市町村の「個人情報に関する条例」等に基づき、適正な管理の下に行います。個人情報が目的外に使用されないことがないように十分に配慮することが必要です。

¹ 学齢簿

当該区市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について編製し、学校教育法施行規則第 30 条に定める事項（学齢児童・生徒に関する事項、保護者に関する事項、就学する学校に関する事項等）を記載した帳簿である。学校教育法施行令により区市町村に編製が義務付けられている。

「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童（学校教育法（以下「法」という。）第 23 条に規定する「学齢児童」をいう。以下同じ。）及び学齢生徒（法第 39 条第 2 項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。」（学校教育法施行令第 1 条第 1 項）

2 地域指定校の決定までの手続（例）

① 副籍希望調査（在籍校→保護者）

在籍校は、新入生については、入学前に実施する入学説明会等で、在校生については保護者会等で、副籍制度の説明を十分に行い、その上で、副籍を希望するかどうか聞き取り調査を行います。（1月下旬～2月上旬）

副籍制度の保護者への説明会の際には、区市町村教育委員会の状況を十分に把握して、保護者に説明する必要があります。区市町村教育委員会に依頼して、担当者を派遣してもらい、直接、実施要領等を説明してもらうことも考えられます。

在校生については、保護者面談等で、当該年度の交流の取組の成果や課題、見直すべき点等を把握し、新年度の交流の内容・方法について聞き取り調査を行います。また、これまで、副籍を辞退していた保護者についても、新年度から新規に副籍を希望するかどうか聞き取り調査を行います。（2月上旬）

これ以降に、就学又は転学してきた児童・生徒については、随時実施します。

② 副籍希望者名簿の作成・送付（在籍校→区市町村教育委員会）

新入生と在校生の副籍の希望調査が終わった段階で、在籍校は「副籍希望者名簿」（様式1）を作成し、区市町村教育委員会に送付します。（2月中旬）

③ 地域指定校の仮決定（区市町村教育委員会）

区市町村教育委員会は、在籍校から送付された「副籍希望者名簿」（様式1）を基に、仮の地域指定校を決定します。（2月下旬）

④ 仮の地域指定校決定の通知（区市町村教育委員会→在籍校）

区市町村教育委員会は、「仮地域指定校名簿」（様式1）を作成し、仮決定した地域指定校について在籍校に通知します。（3月上旬）

⑤ 仮の地域指定校の周知と承諾（在籍校→保護者）

在籍校は、区市町村教育委員会から送付された「仮地域指定校名簿」（様式1）に基づき、副籍を希望する保護者に仮の地域指定校を知らせ、承諾を得ます。

仮の地域指定校について、変更希望がある保護者については、その理由等を十分に聞き取ります。（3月中旬）

⑥ 地域指定校の承諾者・変更希望者の連絡（在籍校→区市町村教育委員会）

在籍校は、地域指定校を承諾した者と変更希望がある者について区市町村教育委員会に「地域指定校承諾者・変更希望者名簿」（様式1）を作成し、区市町村教育委員会に送付します。（3月中旬）

⑦ 地域指定校の変更先の相談と決定（区市町村教育委員会→保護者）

区市町村教育委員会は、地域指定校変更の申し出があった保護者に連絡し、相談の上、新たな地域指定校を決定します。（3月中旬）

⑧ 地域指定校の決定通知（区市町村教育委員会→在籍校・地域指定校・保護者）

副籍を希望するすべての児童・生徒の地域指定校が決定したら、区市町村教育委員会は、保護者に対して、「地域指定校決定通知」（様式2）を送付します。
 また、区市町村教育委員会は、「副籍児童・生徒一覧」（様式3）を、在籍校と地域指定校及び東京都教育委員会（教育庁学務部：*東京都就学相談室）に送付します。（3月下旬） *東京都就学相談室は、特別支援学校の在籍者名簿に地域指定校を記載する。

⑨ 交流活動計画の作成（在籍校・地域指定校・保護者）

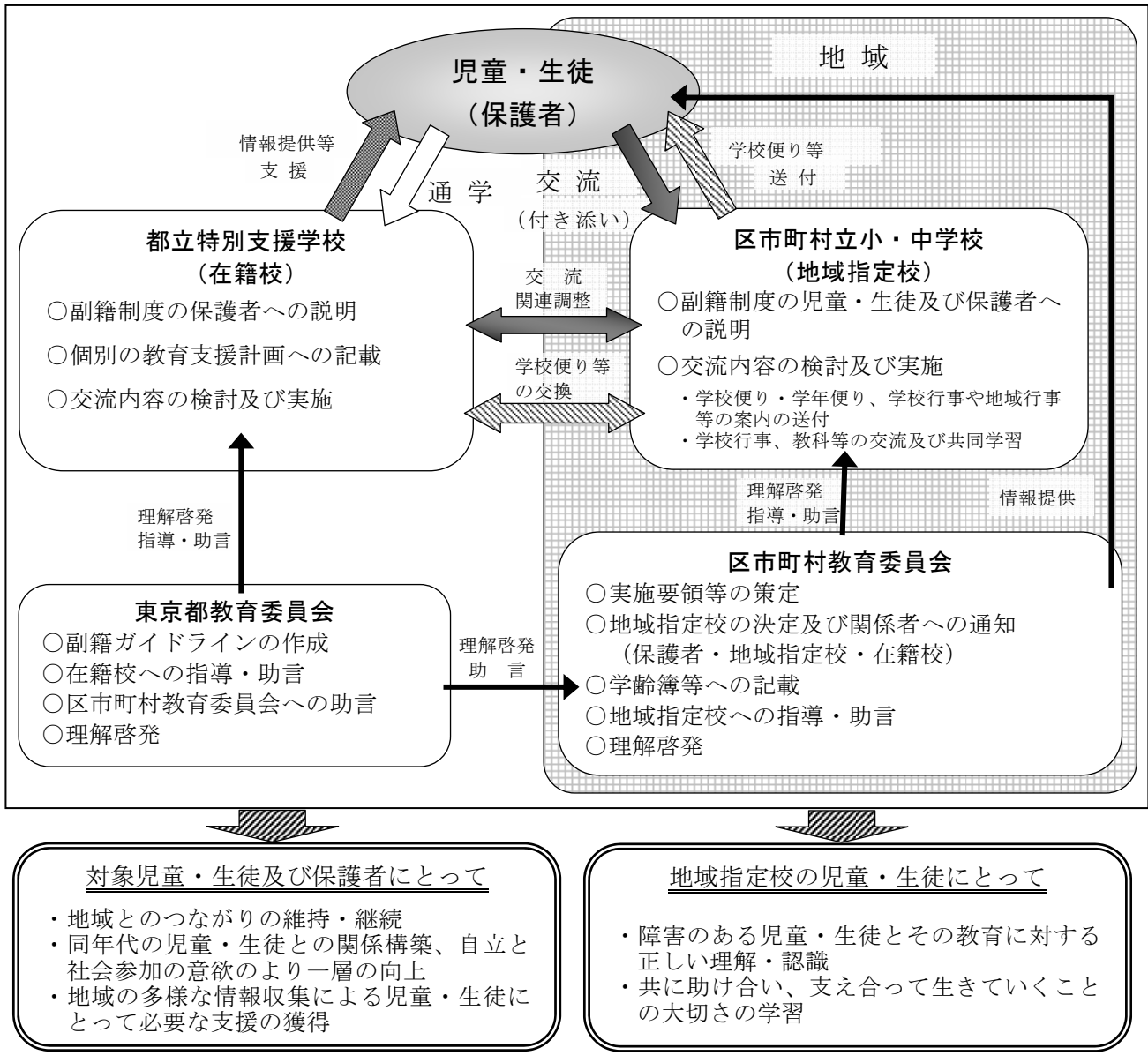
間接的な交流
 学校便り等の交換の開始

直接的な交流
 131頁へ

○ 副籍制度の概念図

副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度



Ⅲ 交流の内容

1 児童・生徒すべてが行う交流

(1) 学校便りの交換（間接的な交流）

学校便りは、各学校の教育活動について知ることができる文書であるとともに、地域情報を含んだ文書であり、同年代の児童・生徒の学校での様子や居住する地域の情報を知る上で有効です。そこで、副籍をもつ児童・生徒全員及び在籍校に対して、地域指定校から学校便りを送付します。

地域指定校からの学校便りの送付の方法は、郵送や直接的な交流の際の手渡しその他、地域指定校の児童・生徒又は教員が当該児童・生徒の自宅等を訪問するなどが考えられます。具体的な送付の方法については、地域指定校と在籍校が調整の上、決定します。この場合、誤送付や地域指定校の児童・生徒の事故等がないように十分に配慮し、「交流活動計画」を作成して計画的に実施します。

また、副籍をもつ児童・生徒が在籍校においてどのような学校生活を過ごしているかを地域指定校の児童・生徒に知ってもらうために、地域指定校は、在籍校の学校便りを受け取り、児童・生徒に紹介する機会などを設けることも必要です。

学校便りの交換については、原則として毎年4月から定期的に行います。

2 児童・生徒の実態等に応じて行う交流

(1) 学年便り・学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付（間接的な交流）

当該児童・生徒に、より詳細に地域指定校の教育活動や地域の状況について知らせるために、地域指定校は、学年便り、学級便り、教育活動を伝える通信等や学校行事等の案内、児童館・町会等からの地域行事等の案内を、定期的に当該児童・生徒及び在籍校に送付することが考えられます。

送付の方法及び配慮すべき事項は、学校便りの交換と同様です。

また、当該児童・生徒の在籍校での学習や行事の様子を、地域指定校の児童・生徒が知り、理解を深めるために、地域指定校は、在籍校から学年便り等や学校行事等の案内を受け取り、児童・生徒に紹介する機会などを設けることも必要です。

ただし、学年便り等には、関係する児童・生徒のみならず、他の児童・生徒の個人情報に記載されていることがあるため、学年便り等を送付する際には、個人情報が保護されるよう十分に配慮する必要があります。

(2) 作品や手紙等の交換（間接的な交流）

当該児童・生徒が、地域指定校の児童・生徒と、さらに相互理解を進めるために、作品や手紙、ビデオレター等の交換を実施することが考えられます。

この際にも、個人情報の保護に留意するとともに、地域指定校、在籍校の教科等の指導計画に関連付けて実施することが大切です。

(3) 学校行事等での交流（直接的な交流）

当該児童・生徒の実態や指導上の必要性及び地域指定校の状況を踏まえ、当該児童・生徒が、地域指定校の学校行事やPTA行事等に参加することが考えられます。

地域指定校は、学校行事等への受入れの際、在籍校の学級担任等と十分に協議し、

当該児童・生徒の障害特性、例えば、自閉症の児童・生徒の音や光刺激の過敏性などを配慮して、計画・実施していくことが大切です。在籍校は、保護者の了解を得て、個別の教育支援計画や個別指導計画に記載されている当該児童・生徒の実態や指導内容・方法等について地域指定校に伝えていくことも重要です。

交流のねらいや実施期間又は日時、活動内容、実施のための条件整備、安全確保のための留意点等は、「交流活動計画」に記載します。

付き添いは、原則として保護者としますが、ボランティア等の活用も検討していきます。また、交流の開始当初は、指導上の必要に応じて在籍校の教員が付き添うことも、個々のケースに応じて検討します。

また、休日等において地域指定校で実施される学校行事やPTA行事の見学等を希望する場合、地域指定校は、保護者、在籍校と調整の上で実施します。

学校行事については、見学だけでなく、例えば、運動会において、当該児童・生徒の障害の状態に応じた参加種目を設けることなどを検討することが考えられます。

(4) 教科等における交流及び共同学習（直接的な交流）

教科や道徳、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会活動、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。

教科等における交流及び共同学習を実施する際には、障害のある当該児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても、教育的効果が高まるよう、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。教科等における交流及び共同学習は、そのねらいによって、次の2つに分かれます。

ア 経験の拡大や相互理解を主なねらいとして授業に参加する場合

(ア) 形態

在籍校及び地域指定校の教育課程に支障のない範囲で、必要な時期に必要な時間だけ、教科等の一部の授業に参加します。

「経験の拡充と相互理解」が主なねらいですので、在籍校の教育課程の位置付けは、「特別活動」又は「領域・教科を合わせた指導」とします。

地域指定校の児童・生徒が在籍校に来て、当該児童・生徒の学級等で交流及び共同学習を行う形態も考えられます。

(イ) 指導計画等

在籍校においては、在籍校の教育課程に支障がない範囲で、個別指導計画に基づき計画的に実施します。週当たりあまりに多くの時間を地域指定校での交流及び共同学習に当てると、在籍校の教育課程が実施できなくなりますので、保護者と十分に相談し、理解と納得を得ることが重要です。

例えば、週1時間、特別活動に位置付けて地域指定校の授業に参加するような計画にしてしまうと、特別活動の時間は年間35時間になり標準授業時数を満たしてしまうので在籍校での特別活動の時間を設定できなくなってしまいます。

地域指定校においては、教育課程に支障がない範囲で、在籍校から提出された「交流活動計画」や担任等からの情報を基に、準備計画を作成するなどして

受け入れ態勢を整えます。

(ウ) 評価

評価については、実施学期ごとに、実施関係者で十分に協議します。

地域指定校は、当該児童・生徒の交流及び共同学習時の様子について、「交流活動の記録」（任意様式）などを作成して、在籍校に伝えます。地域指定校が、各教科等の評価・評定を行う必要はありません。

在籍校は、地域指定校の「交流活動の記録」などを基に、「特別活動」又は「領域・教科を合わせた指導」の活動の一部として評価します。

また、在籍校は、地域指定校名・学年・学級名、交流の回数、主な内容等は、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記載します。

(エ) その他

付き添いは、原則として保護者としますが、ボランティア等の活用も検討していきます。また、交流の開始当初は、指導上の必要に応じて在籍校の教員が付き添うことも、個々のケースに応じて検討します。

- * なお、副籍制度の趣旨を踏まえ、地域指定校の給食の時間を共にしたり、中休みや昼休みの時間に一緒に遊んだり、中学校の部活動に参加したりするのなども考えられますが、この場合も、地域指定校と在籍校が連携して組織的、計画的に実施するものとします。

イ 学習指導要領に示す教科等のねらいに基づき教科等の授業を受ける場合

(ア) 形態

在籍校の各教科等の年間指導計画に基づき、地域指定校の教科等の授業のすべて、あるいは、ある単元のすべて又は一部の授業に出席し、教科等の授業を受ける形態です。各教科の授業への出席、道徳の授業への出席、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会活動、小学校のクラブ活動）への出席、個別の課題に基づく学習活動を主とした総合的な学習の時間への出席などが考えられます。

この形態は、前述したアの「経験の拡大や相互理解を主なねらいとして授業に参加する場合」とは、ねらいも指導計画等も評価の在り方も大きく異なります。そのため、在籍校と地域指定校は、十分に協議して、年間指導計画や個別指導計画を作成する必要があります。

(イ) 指導計画等

年間指導計画は、地域指定校の年間指導計画に基づきます。在籍校は、個別指導計画を作成し、個別のねらいや配慮事項等を地域指定校に伝えます。

教科等の授業に出席する日は、在籍校と地域指定校の教科等の時間割を同じにするなどして、在籍校の教育課程で定めた教科等の授業時数が不足したり、あるいは、増加したりすることがないように留意する必要があります。

例えば、ある教科の授業のすべてに出席する場合は、4月最初の授業から出席できるよう、地域指定校と在籍校が十分に連携し、前年度から綿密な計画を立てていくことが重要です。

(ウ) 評 価

評価の方法は、次の2つの方法が考えられます。

- a 当該児童・生徒の実態により、地域指定校で定めている評価規準・評価の観点に基づき評価・評定を行う場合
- b 在籍校が個別指導計画に基づいて設定した評価規準・評価の観点で評価・評定を行う場合

bの場合は、在籍校の担任は、「評価チェックリスト」などを作成して、地域指定校の担当教員に評価を依頼することが考えられます。

(エ) その他

- ・ 教科書については、在籍校において採択された教科書がすでに無償給与されていることから、新たに給与することはできません。保護者負担となります。
- ・ 付き添いは、原則として保護者としますが、ボランティア等の活用も検討していきます。また、交流の開始当初は、指導上の必要に応じて在籍校の教員が付き添うことも、個々のケースに応じて検討します。

(5) その他、地域とのつながりの維持・継続を図るために必要な交流

その他、地域情報（地域健全育成団体・施設開放等）を提供することなどが考えられます。地域行事への参加や地域のコミュニティセンター等への作品の出展等の交流については、地域指定校と在籍校が連携し、計画的に実施する必要があります。

3 副籍による交流の継続的見直し等

(1) 交流実施後の評価

副籍による交流を実施した後、地域指定校では、実施内容・状況を記録するとともに、地域指定校の児童・生徒にとって、障害のある児童・生徒の理解が図れたか、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学んだかといった観点から、副籍による交流の評価をします。

また、在籍校においては、地域指定校からの状況報告や当該児童・生徒の担任等の地域指定校での交流及び共同学習の参観を通して、経験の拡大が図れたか、自立や社会参加の意欲が向上したかといった観点から、副籍による交流の評価をします。この場合、保護者や児童・生徒の意見を取り入れて評価することも考えられます。その上で、今後の充実に向けて、効果的な実施内容及び方法を検討し、必要に応じて改善していきます。

(2) 「交流活動実施報告書」の教育委員会への提出

各学期末には、在籍校と地域指定校は協力して「交流活動実施報告書」（様式5）を作成し、在籍校は東京都教育委員会（*学校経営支援センター）に、地域指定校は区市町村教育委員会（指導室等）に提出します。*学校経営支援センターは、写しを教育庁指導部へ提出

「交流活動実施報告書」は、保護者の意見や感想も聞いて作成することが大切です。

IV 直接的な交流の実施手順

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、地域指定校の学校行事等に参加したり、教科等の交流及び共同学習を行ったりするなど、直接的な交流を行う場合は、以下の手続を参考に計画的に実施します。

1 直接的な交流を行う趣旨

地域指定校における直接的な交流は、一人一人の障害の状態に応じて、児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる上でも重要な役割を担うものです。そのため、在籍校の校長の権限と責任において、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づき組織的・計画的に実施することが大切です。

2 対象となる児童・生徒

下記の3点を満たす者とします。

- (1) 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、校長、保護者、主治医等が十分協議し、実施可能と判断された者
- (2) 地域指定校と十分協議し、地域指定校の校長の了解が得られた者
- (3) 交流にかかわる送迎や授業中の支援について、保護者又は保護者に代わる者（在籍校の教員以外）の協力が可能な者

3 交流活動計画の作成

- (1) 交流活動の実施に当たっては、在籍校及び地域指定校と当該児童・生徒の保護者が、交流活動にかかわる以下の点について確認します。
 - ① 当該児童・生徒名及び障害の状態等、保護者の住所・氏名・連絡先
 - ② 交流活動実施の趣旨（経過）
 - ③ 地域指定校（学年・組）
 - ④ 実施関係者（在籍校校長・副校長・担当教諭、地域指定校校長・副校長・担当教諭等）
 - ⑤ 活動の主な内容・方法、及び保護者の協力内容等
- (2) 「交流活動計画」（様式4）は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領に基づき、両校の校長の権限と責任において、児童・生徒の障害の種類や程度、発達段階を踏まえて作成します。「交流活動計画」には、以下の事項を明記します。
 - ① ねらい
 - ② 実施期間、実施日時
 - ③ 活動内容
 - ④ 実施のための条件整備
 - ⑤ 安全確保のための留意点等
 - ⑥ その他

(3) 「交流活動計画」の作成の手順は、次のような流れが考えられます。

① 直接的な交流の内容の相談（在籍校担任→保護者）

- ・ 具体的な交流等の内容を決定するために当該児童・生徒の在籍校の担任は、個別の教育支援計画の策定の際に保護者と面談し、今年度の交流等の内容の相談をします。その際、次の点に留意することが大切です。
 - ① 地域指定校と協議の上、地域指定校の事情等に応じて決めていくこと
 - ② 交流等の内容は、児童・生徒の実態に応じて決めていくこと
 - ③ 交流等の内容によっては、保護者の協力が不可欠であること
 - ④ 場合によっては希望する交流の内容は行えないこともあること

② 在籍校校長による直接的な交流の実施の可否の判断（在籍校担任→在籍校校長）

- ・ 担任は、保護者の意向を学部主幹（主任）→副校長→校長に報告します。
- ・ 在籍校の校長は、主治医や校医等の意見を聞いた上で、交流活動等の実施の可否を判断します。

③ 交流活動の実施内容の協議（在籍校→地域指定校）

- ・ 交流活動等の内容は、在籍校と地域指定校の協議によって決定します。
- ・ 在籍校の副籍担当の特別支援教育コーディネーター等から、地域指定校の副籍担当の特別支援教育コーディネーター等に連絡して協議日程を調整し、原則として地域指定校において、当該児童・生徒の担任等と地域指定校の担任等が交流活動の実施内容について協議します。
- ・ 在籍校は、児童・生徒の実態や保護者の要望等を地域指定校に伝え、地域指定校は交流等の受け入れ体制や教育課程を在籍校に伝える等、情報の共有を図り、児童・生徒や地域指定校の実態に応じた具体的な交流等の内容の詳細を検討します。

④ 地域指定校校長による直接的な交流の実施の可否の判断（地域指定校校長）

- ・ 地域指定校の校長は、協議結果の報告を受け、直接的な交流の実施の可否を判断します。

⑤ 「交流活動計画（案）」の作成（在籍校担任）

- ・ 在籍校の担任は、地域指定校と検討した交流等の活動の内容や地域指定校の校長の判断を受けて、具体的な「交流活動計画（案）」を作成します。
- ・ 「交流活動計画（案）」の内容は、保護者に説明し、内諾を得るとともに、地域指定校にも内諾を得ます。
- ・ 仮に、保護者から追加・変更等の希望があった場合は、改めて地域指定校と協議が必要です。その際、児童・生徒の実態や地域指定校の状況を踏まえて交流を行うことについて、再度、保護者の理解と納得を得ることが大切です。

⑥ 「交流活動計画」の起案（在籍校担任→在籍校校長）

- ・ 在籍校の担任は、「交流活動計画」（様式4）を起案し、所属長である校長の決定を受けます。

⑦ 「交流活動計画」の内容確認（在籍校→保護者・地域指定校校長）

- ・ 在籍校の校長の決定を受け、在籍校の校長印の押された「交流活動計画」は、保護者に内容を確認してもらい、押印してもらいます。
- ・ 地域指定校の校長は、内容を確認し、押印します。

⑧ 「交流活動計画」の写しの送付（在籍校→地域指定校校長・保護者・その他）

- ・ 在籍校は、交流活動計画の写しを、次の者に送付します。
 - ・ 地域指定校校長
 - ・ 保護者
 - ・ その他（交流等の実施に協力する者等、必要がある場合）

⑨ 直接的な交流の準備（地域指定校）

- ・ 地域指定校は、在籍校から送付された「交流活動計画」に基づき、直接的な交流の準備計画等を作成します。
- ・ 地域指定校は、区市町村教育委員会に、具体的な交流等の内容の情報を伝えておくことも大切です。

⑩ 直接的な交流の開始

- ・ 直接的な交流を開始します。

(4) 活動計画の変更・追加については、在籍校の校長が、その旨を地域指定校及び保護者に通知します。ただし、基本的な実施内容について変更があった場合は、新たに「交流活動計画」を作成するものとします。

(5) 「交流活動計画」は、実施年度ごとに作成します。

(6) 各学期末に、「交流活動実施報告書」（様式5）を作成し、在籍校は東京都教育委員会（*学校経営支援センター）に、地域指定校は区市町村教育委員会（指導室等）へ提出します。*学校経営支援センターは、写しを教育庁指導部へ提出

(7) 教科等の交流及び共同学習を実施する際は、出席扱いとします。

(8) 東京都教育委員会、当該区市町村教育委員会は、実施に当たり適切な指導・助言を行います。

4 安全管理

学校の教育計画に基づいて行われる交流活動中の事故等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付等の適用となります。ただし、物損等の補償はないため、保護者には損害賠償保険等の加入を勧めていく必要があります。

5 その他

- ・ 交流は、条件整備（施設整備等を含む）の対応可能な範囲で計画・実施します。
- ・ 机、靴箱等の備品については、地域指定校にあるものを利用します。
- ・ 教科書については、在籍校において採択された教科書がすでに無償給与されていることから、新たに給与することはできません。保護者負担となります。
- ・ 児童・生徒に還元される教材や給食等の費用についても、原則として保護者負担とします。

V 在籍校・地域指定校の役割

1 在籍校の役割

(1) 副籍制度の保護者への説明

在籍校は、在校生はもちろんのこと、就学が決定した児童・生徒の保護者に対して、副籍制度の趣旨、居住する地域の区市町村の状況、これまで実施してきた交流の概要等の説明をし、副籍によってできること、できないことについて理解を促すとともに、副籍制度の円滑な実施のために保護者の理解と協力が大切なことを十分に説明することが重要です。

(2) 交流活動計画の作成と指導計画への明記

在籍校は、地域指定校と連携して、交流活動計画を作成します。この際、当該児童・生徒の実態や保護者の意見、当該児童・生徒の指導上の必要性及び地域指定校の状況に応じた実施可能な内容とすることが大切です。

給食の交流、中休みや昼休みの交流、部活動（中学校）やPTA等との共催による行事などの交流についても、交流活動計画を作成して実施するものとします。

地域指定校名及び交流の内容については、個別の教育支援計画及び個別指導計画に記載し、保護者に提示します。また、個別の教育支援計画については、保護者の了解を得た上で、地域指定校に写しを送付し、両校で内容を確認します。

地域指定校への個人情報の提供については、保護者にその目的・内容を説明して了承を得ますが、個人情報保護の観点から内容を精選して提供する必要があります。

(3) 直接的な交流の支援

直接的な交流の際は、保護者の付き添いを原則としますが、直接的な交流の開始当初は必要に応じて担任が付き添うことや、付き添いができない保護者へのボランティアの提供等の支援ができるような体制も検討します。

2 地域指定校の役割

(1) 保護者等への説明

地域指定校は、PTA等の会合などを通して、副籍をもつ児童・生徒の在籍校の学校便りや学年便りを校内に掲示したり、時には配布したりすること、副籍をもつ児童・生徒が、交流のために学校に来校したり、授業等に参加したりすることなど、副籍制度の具体的な内容を説明し、保護者や関係者に副籍制度や都立特別支援学校のことを理解してもらうことが大切です。

同様に、地域指定校の学校便りや学年便りや学校行事等の案内などが、副籍をもつ児童・生徒の家庭に配られたり、在籍校に掲示されたりすること等について説明し、交流活動への理解と協力を得ることが必要です。

地域指定校の保護者が副籍制度を理解し、家庭の中で、副籍による交流について、子どもと話すことによって、地域指定校の児童・生徒の理解啓発がより一層進むことが期待されます。

(2) 児童・生徒への理解啓発

副籍制度の円滑な推進のためには、地域指定校の児童・生徒が、都立特別支援学校の児童・生徒のことをよく知ることが重要です。これには、障害に関する理解や児童・生徒のプライバシーに関することも含まれます。

そこで、児童・生徒の発達段階に応じた指導を基本としながら、副籍をもつ児童・生徒の障害特性や接し方、対応の仕方について理解を促すことが重要です。

そのためには、学校全体や学級で、交流の具体的な対応の仕方についての話し合いを持つ必要があります。その場合、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を活用し、教職員や保護者向けの講演会、児童・生徒向けの講座を設けるのも一つの方法です。

(3) 都立特別支援学校の積極的な活用

副籍制度によって、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒は、居住する地域の区市町村立小・中学校との関係づくりができますが、都立特別支援学校側からのアプローチだけでなく、副籍制度を活用し、小・中学校からも積極的に都立特別支援学校の活用等のアプローチを進めることも大切です。

例えば、総合的な学習の時間に、都立特別支援学校の見学等を行い、障害や福祉について考える時間としたり、都立特別支援学校の施設や行事を活用し、小・中学校だけではできない幅のある授業を展開したりするなどが考えられます。

VI 東京都・区市町村教育委員会の役割

1 東京都教育委員会の役割

(1) 副籍制度についての理解啓発

副籍制度の円滑な推進のため、東京都教育委員会は、区市町村教育委員会の関係者、保護者、児童・生徒、学校関係者をはじめ、広く都民に対して、説明会を開催したり、ガイドラインを作成したりして、副籍制度の理解啓発活動を展開します。

さらに、各区市町村や各学校が、副籍制度の説明をするに当たって活用できるリーフレット等を作成し、区市町村を支援します。

(2) 副籍制度推進地区の指定

副籍制度の円滑な推進のためには、多様な取組や交流等を支援する様々な工夫やアイデアの開発が必要です。

そのために、例えば、副籍制度を積極的に推進している地区を「副籍制度推進地区」に指定し、具体的な交流方法の開発を行うなどの実践的研究の推進が必要です。

2 区市町村教育委員会の役割

(1) 実施要領等の策定

区市町村教育委員会は、副籍制度の実施に当たり、それぞれの実情を踏まえて、年度ごとに「実施要領」等を策定します。例えば「実施要領」には、次のような内容を掲載します。

<実施要領の内容例>

- ① 目的
- ② 対象となる児童・生徒
- ③ 地域指定校の決定
- ④ 学齢簿への記載
- ⑤ 交流の内容と実施報告の提出
- ⑥ 個人情報の取扱い
- ⑦ 地域指定校への指導・助言
- ⑧ 副籍事業の評価と改善安全管理
- ⑩ 実施上の留意点
- ⑪ 実施年月日

このほか、「個別の教育支援計画等への策定や指導要録への記載は、在籍校が行う」ことなどを加えることが考えられます。

(2) 理解啓発

区市町村教育委員会は、小・中学校の校長・副校長をはじめ全教職員を対象に、副籍制度の趣旨等について理解啓発を図り、円滑に実施されるよう努める必要があります。また、小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者並びに地域の関係機関及び各種団体に対しても、副籍制度の趣旨が周知されるよう、様々な機会をとおして理解啓発を図るようにします。

Ⅶ 様式(例)

様式1	副籍希望者名簿、仮地域指定校名簿、地域指定校承諾者・ 変更希望者名簿、地域指定校一覧	ページ 140
様式2	地域指定校決定通知	141
様式3	副籍児童・生徒一覧	142
様式4	副籍制度を活用した交流活動計画	143
様式5	「副籍制度」を活用した交流活動実施報告書	149
	個別の教育支援計画書式例	151

平成 年度 副籍制度を活用した交流活動計画

1 実施内容

フリガナ 児童・生徒名	性別 ()	所属学部 及び学級	学部 年 組
保 護 者	氏名 住所 電話 ()		
障害の状態等			
交流活動実施の 趣旨 (経過)			
地域指定校	立 学校 年 (組)		
実施関係者	在 籍 校	地域指定校	
	校長名 副校長名 担任名 電話番号 ()	校長名 副校長名 担任名 (担当者名) 電話番号 ()	
活動の主な内容 (該当に○を)	・直接的な交流 () 行事等における交流 (行事名;) () 教科等の交流及び共同学習 (教科名;) () その他 () ・間接的な交流 () 学校便りの交換 () 学年便りの交換 () 学級便りの交換 () その他 ()		
保護者の 協力内容等			
その他			

2 活動計画 (裏面参照)

在籍校長殿

- 上記の内容を確認しましたので、交流活動の実施をお願いします。

平成 年 月 日 保護者氏名 印

- 上記の内容を確認し、交流活動の実施を了承します。

平成 年 月 日 ○○○立 学校長 印

様式4（裏面）

2 活動計画

1 ねらい	
2 実施期間 又は日時	
3 活動内容	
4 実施のため の条件整備	
5 安全確保の ための留意 点等	
6 その他	

添付資料 平成 年度 個別の教育支援計画

<p>記入例① 授業に参加して交流する場合</p>

学校名 都立〇〇養護学校
校長名 〇 〇 〇 〇 印

平成19年度 副籍制度を活用した交流活動計画

1 実施内容

フリガナ 児童・生徒名	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 性別(男)	所属学部 及び学級	小学部 2年1組
保護者	氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇区〇〇町1-23-45	電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
障害の状態等	下肢にまひがあるため、移動は車いすを使用している。 日常生活の動作はおおむね自立している。		
交流活動実施の 趣旨(経過)	地域の友達とのかかわりを通して、自分の意見を表現する機会を充実させる。 1年生の時に行事交流を3回し、本人は交流をととても楽しみにしている。		
地域指定校	〇〇区立 〇〇 小学校 2年 (2組)		
実施関係者	在籍校		地域指定校
	校長名 〇〇 〇〇	副校長名 〇〇 〇	校長名 □□ □□ 副校長名 □□ □□ 担任名 □□□ □□ (担当者名) □□ □□ (音楽担当)
	担任名 〇〇 〇〇〇	電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
活動の主な内容 (該当に○を)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的な交流 <ul style="list-style-type: none"> (○) 行事等における交流(行事名; 音楽会への参加) (○) 教科等の交流及び共同学習(教科名; 道徳、音楽等) (○) その他(中休み交流、給食交流) ・間接的な交流 <ul style="list-style-type: none"> (○) 学校便りの交換 (○) 学年便りの交換 (○) 学級便りの交換 (○) その他(PTA便り、地域情報の提供) 		
保護者の 協力内容等	送迎及び介助は、保護者または保護者に代わる者(地域ボランティア 〇〇〇〇氏)が行う。		
その他	姉(〇〇 〇〇)が、5年2組に在籍		

2 活動計画 (裏面参照)

在籍校長殿

- 上記の内容を確認しましたので、交流活動の実施をお願いします。

平成19年〇月〇日 保護者氏名 〇〇 〇〇 印

- 上記の内容を確認し、交流活動の実施を了承します。

平成19年〇月〇日 〇〇区立 〇〇小学校長 〇〇 〇〇 印

様式 4 (裏面)

2 活動計画

1 ねらい	<p>(当該児童) 同年齢の地域の児童との交流を通して、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間性をはぐくみ、地域社会の中で共に生きるための必要な資質を養う。</p> <p>(地域指定校の児童) 障害のある児童との活動を通して、障害に対する正しい理解を深める。</p>
2 実施期間 又は日時	<p>平成19年6月から平成20年2月まで</p> <p>原則として、毎月第一水曜日 8:30から10:30まで</p> <p>初回は、平成19年6月6日(水)</p>
3 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2年2組の「道徳」と「音楽」(1校時と2校時)に参加する。 ・保護者又は保護者に代わる者が介助しながら、学習活動に参加する。 ・11月5日(月)の〇〇小学校の音楽会に参加し、発表できるようにする。
4 実施のための 条件整備	<ul style="list-style-type: none"> ・初回は、保護者と担任が同行し、2回目以降の送迎及び介助は、保護者又は保護者に代わる者(地域ボランティア 〇〇〇〇氏)が行う。 〇〇氏連絡先(090-〇〇〇〇-〇〇〇〇) ・保護者の緊急連絡先(〇〇工業株式会社経理課 03-〇〇〇-〇〇〇〇) ・地域指定校では、長机を一台用意する。 ・障害に応じた楽器等については、在籍校の教材を貸し出す。
5 安全確保のための 留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康面での特別の注意事項はないが、保護者は当日朝の健康状態を十分確認してから地域指定校に登校させる。 ・校舎内の階段移動は、介助者が当該児童を背負って移動し、校舎2階は車いすで移動する。周囲の児童とぶつからないよう、安全指導を徹底する。 ・トイレは、1階の職員用の洋式トイレを介助者と共に使用する。
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「交流活動の記録」を作成し、出席の確認及び学習活動の様子を地域指定校の担当者が記録する。 ・評価については、実施学期ごとに実施関係者及び保護者と十分協議して行い、必要に応じて活動計画の見直しを図る。

<p>記入例②</p> <p>行事に参加して交流する場合</p>

学校名 都立〇〇養護学校
校長名 〇 〇 〇 〇 印

平成19年度 副籍制度を活用した交流活動計画

1 実施内容

フリガナ 児童・生徒名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 性別(女)	所属学部 及び学級	小学部 5年2組
保護者	氏名 〇〇 〇〇 住所 〇〇市〇〇町6-7-8	電話 042 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
障害の状態等	ダウン症。発音に不明瞭なところがあるが、あいさつや簡単な会話はできる。 人なつっこく社会的である。		
交流活動実施の 趣旨(経過)	社会参加や自立に向けて、大きな集団の中でも自分の良さを発揮できるようにしたい。地域指定校で交流するのは初めてなので、本人の負担にならないよう進める。		
地域指定校	〇〇市立 〇〇 小学校 5年 (3組)		
実施関係者	在籍校	地域指	学年・組は、交流学級を特定しない場合は記入しなくてよい。
	校長名 〇〇 〇〇〇〇 副校長名 〇〇 〇〇〇 担任名 〇〇 〇〇〇〇 電話番号 042 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校長名 〇〇 副校長名 〇〇〇 担任名 〇〇 〇〇 (担当者名) 〇〇 〇〇(コーディネーター) 電話番号 042 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
活動の主な内容 (該当に○を)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的な交流 (○) 行事等における交流(行事名; 児童集会等への参加) () 教科等の交流及び共同学習(教科名;) () その他() ・間接的な交流 (○) 学校便りの交換 (○) 学年便りの交換 () 学級便りの交換 (○) その他(地域情報の提供) 		
保護者の 協力内容等	送迎は、保護者が行う。		
その他	作品交流も行う。		

2 活動計画 (裏面参照)

在籍校長 殿

- 上記の内容を確認しましたので、交流活動の実施をお願いします。
平成19年 〇月〇日 保護者氏名 〇〇 〇〇 印
- 上記の内容を確認し、交流活動の実施を了承します。
平成19年 〇月〇日 〇〇市立 〇〇小学校長 〇〇 〇〇 印

様式 4 (裏面)

2 活動計画

<p>1 ねらい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の社会参加に向けて、大きな集団での活動を通して、同年齢の児童とともに楽しい思いを感じ取り、協力することの大切さを学ぶ。 ・交流を通して、障害のある児童への理解を深める。
<p>2 実施期間 又は日時</p>	<p>平成19年7月から平成20年3月まで 学期1～2回程度、参加する行事等の日程を、学校間で調整する。 初回は、平成19年7月6日(金) 11:30～12:45 全校七夕集会</p>
<p>3 活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会(七夕集会、秋祭りなど)、学級のお楽しみ会等の活動に、参加する。 ・保護者とともに参加するが、児童同士の交流が深まる活動を計画していく。
<p>4 実施のための条件整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交流開始前に、養護学校や障害(ダウン症など)の理解を進めるために、地域指定校の総合的な学習の時間を利用して、障害理解のための授業を行う。 ・1～2回実施した様子から、2学期以降の参加の回数や方法等について検討し、適切に進めていく。
<p>5 安全確保のための留意点等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医から、「日常生活上の配慮は特に必要ないが、心臓に極端な負担がかかるような激しい活動は避けるように。」とされているので、事前に活動内容を双方の担任及び保護者と確認する。
<p>6 その他</p>	

平成 _____ 年度 副籍制度を活用した交流活動実施報告書
【() 学期分】

学校名 ○○立 _____ 学校

【実施の内容】

児童・生徒名	フリガナ 性別（男・女）	在籍校名 学部 学年・学級	東京都立 _____ 年 学校 学部 学級
保護者名 住所 電話番号	氏名 住所 〒 _____ 電話 () _____		
障害の状態等	_____		
実施期間 又は 実施日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで 〔 実施日 計 () 日 〕	地域指定校の 対象学年・学級	_____ 年 組
交流の取組 内容	◆下記の中で、該当する取組に○印を付けてください。（複数回答可） ・直接的な交流 () 行事等における交流（行事名； _____) () 教科等の交流及び共同学習（教科名； _____) () その他 (_____) ・間接的な交流 () 学校便りの交換 () 学年便りの交換 () 学級便りの交換 () その他（具体的に記入してください。） [_____] ◆交流や活動の主な内容について（教科名や行事名、活動の様子、時間等を具体的に記入してください。） [_____]		

様式 5 (裏面)

	在 籍 校	地域指定校
実施関係者	校長名	校長名
	副校長名	副校長名
	特別支援教育コーディネーター名	特別支援教育コーディネーター名
	担 任 名	担任名・専科担当者名
	電話番号 ()	

	※引率者	
	() 保護者 () 代理人	
	() その他 []	
	電話番号 ()	
保護者の協力内容	<p>◆下記の中で、該当するものに○印を付けてください。(複数回答可)</p> <p>() 事前の打ち合わせ</p> <p>() 送り迎え</p> <p>() 交流中の付き添い</p> <p>() 実施後の打ち合わせ</p> <p>() その他 (具体的に記入してください。)</p> <p>[]</p>	
その他	○保護者の意見や感想も必ずご記入ください。	
◆副籍による交流についての意見や感想		

○ 上記の内容を在籍校で確認しました。

平成 年 月 日

都立

学校長



○ 上記の内容を地域指定校で確認しました。

平成 年 月 日

立

学校長



〇〇〇教育委員会教育長殿

本校における副籍制度を活用した交流活動を上記内容のように実施しましたので、報告いたします。

平成 年 月 日

立 _____ 学校

校 長 _____



個別の教育支援計画書式例

都立特別支援学校版

個別の教育支援計画書式例 ※裏面は省略

都立****学校

個別の教育支援計画

本人	フリガナ		性別	生年月日	年 月 日生	歳
	氏名			電話番号		
	住所	〒				
保護者	障害名等		愛の手帳	度	(平成 年 月交付)	
			身障手帳	種 級	(平成 年 月交付)	
保護者	氏名		緊急連絡先			
	住所	〒				
在籍校	東京都立	学校	担当教諭			
	住所	〒	電話番号		ファクシミリ	
前籍校等			担当教諭		電話番号	

現在・将来についての希望

本人	
保護者	

支援の目標

--

必要と思われる支援

--

学校の支援

--

支援機関の支援

家庭生活	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
余暇・地域生活	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
医療・健康 教育相談	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		
地域指定校との交流等	支援機関:	担当者:	連絡先:
	支援内容:		

副籍に関する事項を記載する。

支援内容の評価と課題

--

支援会議の記録(予定も含む)

日時	参加者	協議内容・引継事項等
----	-----	------------

作成日 平成 年 月 日 <新規・更新(回)>

都立****学校長

作成担当

※裏面も確認をお願いします。

私は、以上の内容を確認し、写しを支援機関に渡すことについて同意しました。

平成 年 月 日 氏名

A小学校の取組

小学校2年生の生活科の指導

養護学校小学部4年生のAさんが、A小学校の4年生の学級で副籍による交流を行うことになりました。A小学校には、Aさんの弟が2年1組に在籍しています。2年1組の他の児童は、Aさんの障害のことをよく知りません。そこで、2年1組では、生活科の「いろいろな人となかよくなるう」の小単元に「障害のある人と交流しよう」を設けて、障害について理解する授業を行いました

- 1 単元名 いろいろな人となかよくなるう
小単元 障害のある人と交流しよう
- 2 小単元の目標
 - (1) 障害のある人とかかわることによって、その人たちが障害に基づく種々の困難を克服し、いろいろな工夫をして生活していることに気付く。
 - (2) 障害のある人とかかわり、楽しく活動することができる。
- 3 小単元の評価規準
 - [生活への関心・意欲・態度]
 - ・障害のある人と進んでかかわり、楽しく活動することができる。
 - [活動や体験についての思考・表現]
 - ・交流して、気付いたことや感じたことを自分なりに表現することができる。
 - [身近な環境や自分についての気付き]
 - ・障害のある人と繰り返しかかわることを通して、相手と自分との違いや相手のよさに気付くことができる。
- 6 指導計画（計51時間：内「障害のある人との交流」(24時間)

月	○児童の活動	○教師の支援等 ☆評価
4月	○1年生となかよくなるう（4） ・学校探検は、2人組で校内を案内する。 ・事前に探検の計画を立てる。 ・活動後、感想をまとめる。	○学校探検でのクイズなど計画段階において、できる限り子どもたちにアイデアを出させ、子どもの意見を取り入れた計画とする。 ☆1年生が楽しめる計画や、対応をしているか。
6月	○学校のまわりをたんけんしよう（18） ・町探検では、地域のお店や施設を探検 ・事前に探検の計画を立てる。 ・活動後、感想をまとめ、発表しあう。	○各店や施設へ予め訪問協力の依頼をする。挨拶や言葉かけの仕方などを具体的に練習する。 ☆進んで店や施設の人とかかわりがもてる。
10月	○養護学校小学部2年生と交流しよう（1回目）（7） ・養護学校の先生をゲストティーチャーに招いて、障害の基礎知識について学習する。 ・養護学校を訪問し、障害のある2年生との交流会をもつ。体育館でおみこしリレーをしたり、歌を歌ったりする。 ・活動後、感想をまとめ、発表しあう。	○障害についての基礎知識を指導する。養護学校の先生に協力依頼し、ゲストティーチャーとして来校してもらい、養護学校の児童の様子についてビデオで見せながら、話していただく。 ☆養護学校の2年生の様子を見て、自分たちとの違いについて気付く。
11月	○△△園のおじいちゃん、おばあちゃんと交流しよう ・歌、手遊びで交流する。 ・活動後、感想をまとめ、発表しあう。	○手遊びを覚え、車いすのおじいちゃん、おばあちゃんの前で一緒にできるように練習する。 ☆進んで△△園の利用者と交流できる。
12月	○養護学校小学部2年生と交流しよう（2回目）（6） ・各クラスにグループで入って交流する。 ・活動後、感想をまとめ、発表しあう。 ○障害のある人（パラリンピックの選手）をゲストティーチャーに招いて、交流しよう。（4） ・〇〇さんについて紹介する。 ・スポーツを通して一緒に活動する。 ・活動後、感想を発表しあう。	○養護学校小学部2年生との交流2回目 ☆自分のペアとなった2年生の名前や相手の興味のあることを知ることができる。 ○本時の前に予め〇〇さんについて紹介し、質問したいことや一緒に活動してみたい内容を考えさせる。 ○障害があっても輝いている大人とふれあう。 ☆障害があっても明るく楽しく生活している様子に気付く。
2月	○養護学校の小学部2年生と交流しよう（3回目）（7） ・A小学校へ来校してもらい、一緒に活動する。学校案内など。 ・活動後、感想をまとめ、発表しあう。	○事前にどんな交流会をするか考えさせ、子ども意見を取り入れるようにする。招待状など。 ☆自分のペアとなった2年生の特徴を知ることができる。 ○3年生になってからも養護学校と交流を継続するようにする。

B小学校の取組

副籍事業の取組

- 3月 ・盲・ろう・養護学校と教育委員会との打ち合わせ
 ・盲・ろう・養護学校の保護者会で、次年度の副籍事業についての説明・希望調査
- 4月 ・盲・ろう・養護学校保護者会にて再度説明・希望調査
 ・副籍事業希望者名簿作成・配布
 ・各小・中学校に名簿送付
- 5月 ・小・中学校から対象者に学校便り、学校行事案内の送付
 ・盲・ろう・養護学校より小・中学校へ学校便りの送付
- 以降毎月
 ・学校便りの交換、学校行事案内の送付

小学校と知的障害養護学校との交流

特別支援教育コーディネーターの話し合い

- 前年度3月に、翌年度の副籍事業についての基本的な考え方を共有する。
- 月初めに地域指定校から学校便り、必要に応じて学校行事の案内を家庭に送付する。
- 学級便りの交換については、個人情報の取り扱いに留意し、各学校間で協議する。

学校便りの交換の方法

- ・月初めに地域指定校は、副籍を希望している家庭に郵送又は直接届ける。
- ・児童・生徒が直接届けてもよいが、安全に留意する。
- ・兄弟姉妹の関係が地域指定校にある場合でも、送付する。

知的障害養護学校の成果

- 地域指定校の学校便りを学校の玄関前に掲示することにより、保護者が、小・中学校の様子を理解することができた。
- 学校行事に気軽に参加できるようになった。
- 地域で子どもたちが声をかけてくれるようになった。

小学校の成果

- 盲・ろう・養護学校の学校便りを学校に掲示することにより、学校の様子がみえた。
- 毎月、児童が、副籍のある児童の家庭に、学校便り等を届けに行くことで、触れ合いのきっかけが生まれた。
- 交流及び共同学習が始まったとき、内容が分かっていたので、スムーズに進行できた。

小学校の児童の感想

- いつも学校便りを届けると、Bさんとお母さんが「ありがとう。」と言ってくれるのでうれしかった。今度、学校に来たら、いっしょに遊びたいと思った。

C 小学校の取組

< 肢体不自由養護学校に在籍する小学部 6 年生の C さん >

- 学校便りは、C さんの副籍のある学級の児童が、C さんの自宅まで持って行きます。届ける時に、担任が学級の児童にお願いすると、何人もの子が積極的に手を挙げてくれます。そのため、いつも違う児童が持って行くことになり、多くの児童とのかかわりが持てました。時には、2 人、3 人で配達したこともあります。
- 小学校の行事がある時には、学校便りとは別に、行事の案内を B さんの自宅に配達します。最近では、学習発表会の案内を持っていったところ、お母さんと C さんとで見学に来てくれました。運動会の時も同様に見学に来てくれました。
- 地域では、お祭りなどの交流も活発です。学級の児童が、C さんに会うこともよくあります。「昨日、お祭りで C ちゃんに会ったよ」という学級の児童の声が自然に担任の耳に届いています。

D 小学校の取組

< 知的障害養護学校に在籍する小学部 5 年生の D さん >

- D 小学校では、昨年から引き続き副籍の交流を行っているので、副籍による交流は児童の間に浸透しています。
- 学校便りと学級便りを自宅に届けています。便りは、少し貯まってから持つようにしています。D さんには、小学校に兄弟がいますが、それでも、D さんの家に近い児童が届けるようにしています。
- 自宅に訪問の際に、D さんの養護学校の学校便りなどを預かってきます。養護学校の学校便りなどは、コピーして、同学年の学級内にも掲示します。また、担任が、D さんの養護学校での行事等について学級の児童に説明します。

D さんのお母さんは、「D ちゃんと学校のことを地域の子どもたちにもっと知ってもらいたいと思っている。」と、学校に伝えてくれました。

E小学校の取組

副籍事業 2年目の取組

- 5月・学校便りの交換
- 6月・学校便りの交換
- ◎交流の打ち合わせ
- 7月・交流1（音楽の授業に参加）
- 9月・学校便りの交換
- 10月・交流2（給食の時間に参加）
- 11月・交流3（複数の授業に参加）
- 12月・学校便りの交換
- 1月・学校便りの交換
- 2月・学校便りの交換
- ◎副籍に関するまとめ・次年度に向けて
- 3月・学校便りの交換

◎交流の打ち合わせ

E小学校副校長、特別支援教育コーディネーター、第3学年担任、養護学校副校長、特別支援教育コーディネーター、担任、本人、保護者が集まり、交流の具体的な方策について協議を行う。

E小学校の児童の感想

Eさんと交流をしました。交流はめったにないので、3年生のなかでもよい思い出になりました。Eさんがいっしょけんめい練習していたので、ぼくは、「がんばれ！Eちゃん」と言いました。

Eちゃん、今日はいっしょに遊んでくれてありがとう。また、遊ぼうね。「アルプス一万尺」は楽しそうでした

肢体不自由養護学校に在籍するEさんの交流

交流1 音楽の授業に参加

保護者、養護学校担任の付き添いのもと、音楽の授業に参加した。Eさんは、最初、緊張していたが手話を付けた歌などを歌い始めると、少しずつ緊張が解け、表情にも変化がみられた。ニコニコ笑ってみんなの動きをみるようになった。「アルプス一万尺」を2人組で行う表現では、交流学級の児童と組になった。担任がEさんの手を持ち、一緒に行くと、Eさんはとても嬉しそうに声を上げて喜び、相手の子のこともよく見ていた。また、周りの子どもたちの様子もよく見ていた。

交流2 給食に参加

給食の時間に参加し、一つのグループと一緒に給食を食べた。その後の休み時間では、数名の児童が集まり、おしゃべりしていた。ある児童が、「図書室に行こう」と提案し、みんなで交代に車いすを押し、図書室に行った。いろいろな本を持ってきてはEさんに見せていた。

交流3 音楽の授業に参加

入口にて、特別支援教育コーディネーターが出迎えた。休み時間、3年の児童たちがすぐに周りを囲み、話しかけてきた。児童たちが話しかけてきたことにより、緊張が少し解けた様子である。音楽の授業に参加し、「アルプス一万尺」を小学校の担任や児童たちが、Eさんの手を取り一緒にサポートしながら行うと少し笑顔をみせる。

副籍事例 5 ビデオレターを活用した交流

F小学校の取組

副籍事業 2年目の取組

- 5月・学校便りの交換
- 6月・学校便りの交換
- 7月・学校便りの交換
- 9月・学校便りの交換
- 10月・学校便りの交換
- 11月・学校便りの交換

◎ビデオレターによる養護学校の紹介

◎小学校の展示会に養護学校の作品を展示

- 12月・学校便りの交換
- 1月・学校便りの交換
- 2月・学校便りの交換
- 3月・学校便りの交換

小学校と知的障害養護学校の交流

F小学校の第5学年34名と都立知的障害養護学校の第5学年12名の交流

- ビデオレター
- 展覧会で作品を紹介

ビデオレターによる養護学校の紹介

「養護学校の5年生からビデオレターが来たよ！」

<ビデオレターの内容>

- 5年生の自己紹介
- グループ学習の様子
- ふたば祭の紹介（養護学校の行事）
- <小学校で話し合ったこと>
- 私たちはどうしようか。（話し合いをする。）
- 展覧会を案内するグループ作りについて話し合う。
- 名札の準備、折り紙、本などおみやげの準備

小学校の展示会に養護学校の作品を展示

F小学校の展示会に、副籍をもつ児童が在籍する都立の盲・ろう・養護学校の児童の作品コーナーを作り、「地域のお友達のコーナー」として作品を展示する。

養護学校の第5学年児童12名が、生活単元学習として、F小学校の展示会を見学する。その際、F小学校の第5学年の児童がグループを作り、それぞれ会場を案内した。



G小学校の取組

副籍 1 年目

- 7月 ・ 副籍児童 4名が決定
2年(1名) 3年(1名) 4年(2名)
- 8月 ・ 副籍交流事業説明会を実施
・ 小学校と養護学校の特別支援コーディネーターの打ち合わせ会実施
- 10月 ・ 学芸会に招待
・ 音楽の授業に参加(2年)
・ 周年式典・学芸会に招待
・ 総合的な学習の時間に参加(3年)
・ 中休み交流(4年)

副籍の交流 1年目のめあて

あわてず、あせらず、ゆっくり、ていねいな交流

- 全教員で副籍の交流に関して共通理解をする
- 通常の学級の児童への事前指導
- 交流内容の周知と学級全体でサポート

副籍 2 年目

- 5月 ・ 運動会への招待(5年)
- 7月 ・ 中休み交流(3年)
・ 帰りの会に参加(5年)
- 8月 ・ 両校情報交換会
- 9月 ・ 中休み交流(3年)
・ 音楽・道徳・給食・掃除(4年)
・ 学級のお楽しみ会(5年、2年1名、3年1名、4年2名)
- 10月 ・ 展覧会に招待(3・4・5年)
- 11月 ・ 音楽(3年)
・ 総合的な学習の時間・学年交流(4年)
・ 昼休み交流(5年)
- 1月 ・ 中休み交流(5年)
- 2月 ・ 音楽(5年)
- 3月 ・ 音楽(5年)

副籍の交流 2年目のめあて

- 普段の授業の中での交流
- 一人一人の児童の実態に合った交流
- 学級の実態に合った交流

直接的な交流の方法

- 初回は、養護学校のコーディネーターと担任と一緒に参加
- 小学校への送迎は、保護者が行うとともに、交流にも参加



副籍 3 年目

- 5月 ・ 運動会への招待(1年・4年・6年)
- 6月 ・ 両校の担当者による交流計画の作成
- 7月 ・ 帰りの会・放課後(1年)
・ 中休み交流・図工・給食(5年)
音楽(6年)
- 9月 ・ 中休み交流(1年) 体育(4年)
図工・給食・掃除・昼休み(5年)
体育(6年、2年1名、3年1名、4年2名)
- 10月 ・ 学芸会に招待(1・4・5・6年)
- 11月 ・ 中休み交流(1年) 音楽(4年)
中休み交流・図工・給食(5年)
- 1月 ・ 中休み交流(5年)
- 2月 ・ 音楽(5年)
- 3月 ・ 音楽(5年)

3年間の成果

- 副籍をもつ児童と保護者が交流を楽しみにしている。
- 副籍をもつ児童へ、G小学校の児童が、来校時や地域での出会い時にあいさつや声かけをするようになった。
- 全職員の理解と心をつなげた支援ができた。
- G小学校の児童は、副籍の交流を自然に受け止めることができるようになった。
- 副籍をもつ児童も、G小学校の児童に溶け込み、自然に生き生きとした活動ができるようになった。

H中学校の取組

<知的障害養護学校に在籍する中学部2年生のFさん>

- 知的障害養護学校に在籍する自閉症のFさんは、居住する地域のH中学校に副籍をもち、間接的な交流を行っています。H中学校では、学校便り等の交換のほか、学校のホームページ上に、「Fさんのコーナー」を設け、地域指定校の同学年の状況などを知らせるようになっています。平成18年1月現在3回の更新を行っています。
なお、「Fさんのコーナー」は、個人情報保護のため、パスワードを設定しているため、関係者のみが開くことができるようになっています。

I 中学校の取組

<肢体不自由養護学校に在籍する中学部3年生のGさん>

- 肢体不自由のあるGさんは、居住する地域のI中学校に副籍をもち、3年2組の学級活動などに参加しています。
3年2組では、卒業アルバムの作成に当たり、交流及び共同学習で共に時間を過ごしたGさんの写真も載せることにしました。

J中学校の取組

<肢体不自由養護学校に在籍する中学部1年生のHさん>

- Hさんは、居住する地域の小学校から肢体不自由養護学校中学部に入学してきました。Hさんは「小学校時代の友人関係を今後も継続したい」という強い願いをもちました。そこで、小学校時代の多くの友達が進学した居住する地域のJ中学校に副籍をもち、直接的な交流を行うことにしました。1年生の教室は4階にありますが、J中学校には以前から車いす用のリフトが階段に設置されていたので、これを使って教室まで移動しました。

月1回程度、給食から5時間目までの時間に交流を行っています。給食では、仲の良い友達と同じ班になるように工夫しました。授業に参加する場合は、Hさんの好きな社会科に参加できるよう日程を調整しました。

直接的な交流に当たっては、養護学校の特別支援教育コーディネーターが窓口となり、個別の教育支援計画の策定、副籍による交流の進め方の検討、交流活動計画の作成、地域指定校及び教育委員会との連絡調整などを行いました。

